

2019年7月7日

2019-20年度第1回全国危機管理委員長会議 次第
(地区インターアクト委員長同席) (敬称省略)

1. 日時：2019年7月7日(日曜日) 13:00より17:00
2. 場 所：AP品川10階(ABCルーム) Wi-Fi 可
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル
TEL:03-5793-3109

「ロータリー青少年プログラムの危機管理と国外旅行の手続きについて」

一次 第一

総合司会 土井昌三

1. 13:00~13:10 RIJYEM 理事長 鈴木孝雄
D2580 2014-15 地区ガバナー
2. 13:10~13:40 危機管理全般について RIJYEM AD 近藤真道
3. 13:40~14:10 ケーススタディー
「D2660の危機管理について」 片山 勉
D2660 2017-18 地区ガバナー
3. 14:10~14:40 ロータリー章典 26.120「ハラスメントのない環境」
危機管理法務担当 黒田建一

RCOP26.120「ハラスメントのない環境」は、クラブレベルから地区ゾーンレベル迄ハラスメントの対応を定めるに至っています。RIはハラスメント問題に関して青少年レベルに留まらず、全てのレベルで厳格な対応を求めつつあると思われます。ロータリーでの危機管理をとりまく状況は、既に青少年レベルを超えてロータリー活動全般に及んでいると思われます。

14:40~15:00:休憩

4. 15:00~15:30 「ロータリー青少年保護の手引き」と青少年プログラム
(IA, RA, RYLA)について
危機管理法務担当 間石成人
5. 15:30~16:00 「ロータリー青少年プログラム国外派遣申請書」について
アプリケーション策定委員会 若林俊樹
事務局補佐 武内陽子
6. 16:00~17:00 その他・質疑応答
7. 閉会の挨拶 RIJYEM 理事長 鈴木孝雄

(資料 01)

26.120. Harassment-free Environment

Rotary is committed to maintaining an environment that is free of any form of harassment. All members and individuals attending or participating in Rotary meetings, events or activities should expect an environment free of harassment, including unwelcome physical contact, advances, or comments. Members and Rotary participants shall maintain an environment that promotes safety, courtesy, dignity, and respect to all.

ロータリーは、いかなる形態の嫌がらせもない環境を維持することに尽力しています。ロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加するすべての会員および個人は、歓迎されない身体的接触、誘惑、または意見などの嫌がらせのない環境を求めるべきです。会員とロータリーの参加者は、安全、礼儀、尊厳、そしてすべての人への敬意を促進する環境を維持しなければなりません。

Harassment is broadly defined as any conduct, verbal or physical, that denigrates, insults or offends a person or group based on any characteristic (age, ethnicity, race, color, abilities, religion, socioeconomic status, culture, sex, sexual orientations, or gender identity).

嫌がらせとは、あらゆる特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性同一性）に基づいて個人またはグループを非難し、侮辱し、または傷つけるあらゆる言語的または身体的行為として広く定義されます。

The club board, district, or zone event leadership shall promptly address allegations of inappropriate behavior, including harassment and shall not retaliate against those making the allegation. All allegations of criminal behavior must be referred to local law enforcement.

クラブ理事会、地区、またはゾーンの行事の指導者は、嫌がらせを含む不適切な行動の申し立てに速やかに対処するものとし、申し立てを行った者に対して報復してはならない。犯罪行為の申し立てはすべて現地の法執行機関に委ねる必要があります。

At the club level, allegations of harassment at Rotary events or activities shall be reviewed by the club board and responded to within a reasonable timeframe, typically one week. If the alleged offender is a member of the club board, he or she is expected to recuse himself or herself from the discussion. Failure to adequately address allegations of harassment may be referred to the district governor.

クラブレベルでは、ロータリーの行事や活動での嫌がらせの申し立ては、クラブ理事会によって検討され、妥当な期間、通常は1週間以内に回答されるものとします。申し立てられた違反者がクラブ理事会のメンバーである場合、彼または彼女は自分自身を討議から外れることが期待されます。嫌がらせの申し立てに適切に対処できなかった場合は、地区ガバナーに問い合わせてください。

At the district level, allegations of harassment at Rotary events or activities shall be reviewed by the governor, or a committee appointed by the governor for this purpose, and responded to within a reasonable time-frame, typically one week. If the district governor is the alleged offender, the immediate past district governor (or most recent past governor), directly or by appointment of a committee for this purpose, shall review and respond to the allegation. Rotary's general secretary

shall be informed of any allegations of harassment by district governors, governors-elect, and governors-nominee. Failure by the district governor or past district governor to adequately address allegations of inappropriate behavior may be referred to Rotary's general secretary.

地区レベルでは、ロータリーの行事や活動での嫌がらせの申し立ては、ガバナー、またはこの目的のためにガバナーが任命した委員会によって検討され、通常 1 週間以内に適切な期間内に回答されるものとします。地区ガバナーが申し立てられた違反者である場合は、直近の地区ガバナー（または直近の元ガバナー）が、直接またはこの目的のための委員会の任命によって、申し立てを検討し、これに答えるものとします。地区ガバナー、ガバナー・エレクト、ガバナー・ノミニーによる嫌がらせの申し立てについては、ロータリーの事務総長に知らせてください。地区ガバナーまたは元地区ガバナーが不適切な行動の申し立てに適切に対処しなかったことは、ロータリーの事務総長に伝えられることがあります

Districts leaders, including governors, assistant governors, and committee chairs are encouraged to work with their clubs to create a harassment-free environment. District leaders should also work with their clubs to establish a code of conduct and policies for how to address and prevent harassment within their clubs, among their membership and with other participants in Rotary.

ガバナー、ガバナー補佐、委員長を含む地区指導者は、クラブと協力して嫌がらせのない環境を作るよう奨励されています。地区指導者は、クラブと協力して、クラブ内、会員間、およびロータリーの他の参加者との間で嫌がらせにどのように対処し、防止するかについての行動規範と方針を定めるべきです

At the zone level, allegations of harassment at Rotary events or activities shall be reviewed by the RI Director, or a committee appointed by the RI Director for this purpose, and responded to within a reasonable time-frame, typically one week. If the RI Director is the alleged offender, the immediate past RI Director (or most recent past RI Director), directly or by appointment of a committee for this purpose, shall review and respond to the allegation. The RI president shall be informed of any allegations of harassment by RI directors, directors-elect, and directors-nominee. Failure to adequately address allegations of inappropriate behavior may be referred to the RI president. (January 2019 Mtg., Bd. Dec. 119)

Source: January 2019 Mtg., Bd. Dec. 119

ゾーンレベルでは、ロータリーの行事や活動における嫌がらせの申し立ては、RI 理事長、またはこの目的のために RI 理事長が任命した委員会によって検討され、通常 1 週間以内の合理的な期間内に回答されます。RI 理事が違反の疑いのある者である場合、直近の過去の RI 理事（または直近の過去の RI 理事）が、直接またはこの目的のための委員会の任命によって、申し立てを検討し、これに答えるものとします。RI 会長、理事エレクト、理事候補者による嫌がらせの申し立てについては、RI 会長に知らせます。不適切な行動の申し立てに適切に対処できなかった場合は、RI 会長に問い合わせることができます。

（文責：RIJYEM 事務局。正本は英語文書です。和訳は便宜上の訳です）

(資料 02)

● F Q & A

(質問 1)

R 青少年交換プログラムに特化している RIJYEM が、何故同じ高校生を対象とはいえ、プログラムとしては別のインターアクトに言及するのか？

(回答 1)

危機管理上の観点からです。インターアクトの全般に関して RIJYEM が関与するものではありません。海外研修を行う際に、「RCOP41.070.5. 青少年の国外旅行」に規定されている「地区青少年交換委員長承認」の申請手続きを地区 I A 委員会に要請するものです。

(解説 1)

2017.1 に RI より通達された「ロータリー青少年保護の手引き」には、海外旅行について下記の記載があります。

ただし、海外都市のロータリアンが青少年の受入や受入の手配を頼まれた場合など、海外のクラブまたは地区が青少年の旅行を手配する場合には、青少年交換の活動とみなされます。こういった活動には特定のリスクや責任が伴うため、地区の青少年交換委員会を通じて実施し、すべての参加クラブと地区はロータリー章典に規定されたロータリー青少年交換の認定条件を満たす必要があります。

この根拠条文は、「RCOP41.070.5. 青少年の国外旅行」にあります。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RI の青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなるクラブも、受入クラブによる受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国のクラブに提供すべきではない。

ロータリークラブから派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入クラブが事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、クラブは他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号）。出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 35

書式名称を調整する事。

(質問2)
地区青少年交換委員長承認の申請手続きについて、書式はあるか？

(回答2)
RIJYEMは、「ロータリー青少年プログラム国外派遣申請書」を用意しています。

(解説2)
書式の種類

区分	概要	青少年P (IA,RA,RYLA)	青少年交換P
単独	青少年1名での旅行	STEP-APF	LTEP-APF STEP-APF
団体1	青少年複数での旅行	STEP-GAPF	
団体2	Rtnが青少年1名から複数 を帯同する旅行	STEP-GAPF	

今回の会議のメイン書式。
名称はこれでOKか？

RIJYEM 青少年交換書式

LTEP-APF : Long Term Exchange Program-Application Form

STEP-APF : Short Term Exchange Program-Application Form

STEP-GAPF : Short Term Exchange Program-Group Application Form

(質問3)
「地区青少年交換委員長承認」は、どのような内容をもってして「承認」をするのか？

(回答3)
青少年交換委員長は、青少年を派遣してはいけない地区のリストを保有しています。申請先の地区が、派遣禁止地区に該当するかどうかの確認を行います。また、旅行保険が「41.070.11 ロータリー青少年交換学生の旅行保険」に準拠しているかを確認します。

(解説3)
RIは、青少年交換を地区が行う事を認める認証手続きとして「地区認定」を制度化しています。従って、地区認定を取っている地区は、RIの青少年保護に必要な方針・指針等が完備されています。そして、認証手続きをしていない地区を「派遣禁止地区」に指定しています。これに違反すると、「地区認定」を取り消す等厳しいペナルティーがあります。

(質問4)
「ロータリー青少年プログラム国外派遣申請書」には、ホスト地区の記入欄があるが、現地のロータリーとは関係なく活動する場合は、この欄はどうか？

(回答4)
ホスト地区欄は空欄にしてください。但し、現地での事故、病気や自然災害時の救援を現地の地区やクラブに要請しても、明確に同意がされていないので、「他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない」事を理由に、断られることを承知の上で活動をしてください。

(解説4)

インターアクトの定款に則する活動であるならば、目的の一つである国際理解を推進する為に、現地のロータリー地区やクラブのIAとの合同奉仕活動を行う事を推奨します。

標準インターアクト定款

本クラブの目的は次の通りである。

ロータリー会員が、第5の奉仕部門である「青少年奉仕」の下、若い人たちが社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、リーダーシップのスキルを養い、世界平和と文化理解を促進する世界的視野を得られるよう、積極的かつ個人的にエンパワメントに力を注ぐことを通じて、青少年と若者によってもたらされる好ましい変化を認めること。

学生と青少年が、社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、新しい文化を発見し、世界市民として **国際理解を推進し**、学校と地域社会におけるリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

(註) エンパワメント：「社会、組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力を付ける」という意味（ブリタニカ）

(質問5)

「ロータリー青少年プログラム国外派遣申請書」には、ホスト地区の記入欄があるが、ホスト地区が無い場合は、どうするのか？

(回答5)

ロータリーのプログラム活動としてロータリー地区がない国や地域への青少年派遣や活動は、中止を検討してください。

(解説5)

青少年を海外へ派遣する際、ロータリー地区が無い場所は、下記2.130.1で求めている青少年保護の理念が無いと言う事なので、ロータリーの行事としては認めることは出来ません。

2.130.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある(2006年11月理事会会合、決定72号)。

(質問6)

インターアクトの旅行保険はどのようなものがあるのか？

(回答6)

RIは、「41.010. インターアクトの旅行保険」で最低限の保険項目を決めています。これを商品化した旅行保険が、「RIJYEM 保険プラン」です。

22. インターアクターの旅行保険

クラブと地区が、インターアクトクラブ会員を地元地域外のプログラムや活動に参加するよう招待する場合、自宅から 150 マイル離れた場所、または母国外に旅行するインターアクターには、その両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。この保険は、医療（母国外に旅行する場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的賠償責任に適用され、行事を運営するクラブまたは地区が十分と認める額で、インターアクターが自宅を出発する時点から自宅に帰るまでを補償すべきである。

（解説6）

「インターアクターの旅行保険」で記載されている内容は、「41.070.11 ロータリー青少年交換学生の旅行保険」と同じ内容のものです。「RIJYEM 保険プラン」は、41.070.11 をもとにしており、「インターアクターの旅行保険」として使用しています。